熊本地震による後期高齢者医療
平成29年度保険料減免のお知らせ

熊本地震により、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当する被害を受けられた被保険者の方で平成29年度保険料のうち4月から9月分までに相当する月割算定分が減免となりました。

※この度の減免は、平成28年度の減免申請及び平成29年4月以降の新たな減免申請に基づき減免決定しております。

①同一世帯の世帯主の住家が全半壊(り災証明書に基づく)した被保険者の方

全壊:4月から9月までに相当する保険料の全額を減免

半壊(大規模半壊を含む。):4月から9月までに相当する保険料の半額を減免

②同一世帯の世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った被保険者の方

4月から9月までに相当する保険料の全額を減免

③同一世帯の世帯主の行方が不明である被保険者の方

4月から9月までに相当する保険料の全額を減免

④事業の廃止や失業等で同一世帯の世帯主の収入が一定(3/10)以上減少する被保険者の方

減免額については、4月から9月までに相当する保険料のうち前年の所得に応じて減免となります。

⑤同一世帯の世帯主以外の方で、その行方が不明である被保険者の方

4月から9月までに相当する保険料の全額を減免

ご不明なことがございましたら、下記までお問い合わせください。

〒862-0911
熊本市東区健軍2丁目4番10号　熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合
TEL:096-368-6777　FAX:096-368-6577